



平成21年 6 月26日

各 位

会 社 名 日 本 橋 梁 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 松 田 彰
コ ー ド 番 号 5912 東 証 ・ 大 証 第 一 部
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員
企 画 管 理 本 部 長 坂 下 清 信
TEL 078-941-4027
URL www.nihon-kyoryo.co.jp

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定について

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において決議いたしました「内部統制システムの構築に関する基本方針」（平成 20 年 3 月 28 日一部改定）につきまして、内部統制の一層の強化を図るため、この間の整備状況も踏まえまして、平成 21 年 6 月 26 日開催の取締役会においてその一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の「内部統制システムの構築に関する基本方針」は添付のとおりです。

（主な改定内容）

業務執行役員制度導入による内部統制の強化及び連結子会社清算による当該項目の削除等の変更

以上

平成 18 年 5 月 19 日 制定
平成 20 年 3 月 28 日 改定
平成 21 年 6 月 26 日 改定

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月 1 回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定しています。また、取締役は、取締役会を通じ、他の取締役の業務執行を監督しています。
- ② 「監査役会規程」、「監査役監査規程」及び「内部統制システムに係る監査の実施要領」において、監査役は取締役の職務の執行を監視するとともに内部統制システムの整備状況を監査し、必要があると認めたときは、取締役に対しその改善を助言または勧告するよう定めています。
- ③ 「独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程」において、独占禁止法違反行為に関与した役員については、処分審議委員会の答申を受けて取締役会で処分するよう定めています。
- ④ 「独占禁止法違反行為等に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度に関する規程」において、独占禁止法に違反する行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制を強化しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書規程」に基づき、適切に保存及び管理を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に重大な損失を与えるおそれのある危険（リスク）に対応するため、「リスク管理規程」を制定し、リスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対応方法、是正手段等についての体制を構築しています。
- ② 「リスク管理規程」の運用状況を確認するため、各業務執行ラインの代表者による横断的組織としてリスク管理委員会を設置し、その実効性を確保しています。
- ③ 財務報告に係わる虚偽記載が発生する危険（リスク）を低減するために、適切な業務統制やリスクの管理、是正手段等を整備・運用して内部統制システムを構築しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行役員制度の導入により、取締役と業務執行の責任を担う執行役員を分離しその責任と役割を明確にすることによって、取締役が担うべき意思決定機能や経営の監督機能を強化する体制を構築しています。
- ② 中期経営計画及び年度予算に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向けて活動することとし、取締役会及び執行役員会議において業績について報告、審議することとしています。

- ③ 「取締役会規程」及び「稟議規程」に定める取締役会への付議事項については、事前に議題に関する資料を配布することにより、効率的に審議できる体制としています。
- ④ 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、適正に権限を委譲し、効率的に業務を遂行しています。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに関する規程として「企業行動憲章」を制定し、その実践のためのガイドラインとして「社員行動規範」を定めています。
- ② 独占禁止法につきましては、「独占禁止法遵守マニュアル」を制定し、適正な職務執行を確保するとともに、「独占禁止法違反行為に関与した従業員に対する処分に関する規程」を定め、違反者を処分することとしています。また、「独占禁止法違反行為等に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度に関する規程」を制定し、独占禁止法に違反する行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、監視体制を強化しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしています。
- ② 監査役職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、その任命、異動、懲戒、人事考課などについては、監査役会の事前承認を得てから行います。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 「監査役会規程」に基づき、取締役は監査役会に報告すべき事項について監査役と協議して定め、その報告を行う体制としています。
- ② 使用人が、「独占禁止法違反行為等に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度に関する規程」において、独占禁止法に違反する行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を通じ、監査役へ報告できる体制を構築しています。

8. その他の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 「監査役会規程」及び「監査役監査規程」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携、会計監査人との連携を定め、監査体制の実効性を高めています。

以 上